平成２４年（フ）第１１４２号
千葉県八街市八街は４番地55
債務者　南　　貴子
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１７５号
千葉市稲毛区あやめ台１番９棟106号
債務者　小島　秀一
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１８１号
千葉県船橋市南三咲１丁目24番26号ハイムルミエール203号
債務者　小林麻衣子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１８５号
千葉県船橋市咲が丘４丁目２番33号コーポ浜田202号
債務者　阪本　和弘
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１９０号
千葉県八千代市村上1113番地１　１街区36棟210号
債務者　亀岡　松夫
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２２６号
千葉市中央区鶴沢町１番10号　ベル・ウエル鶴沢106号
債務者　畑コラゾンこと　ＨＡＴＡ　ＣＯＲＡＺＯＮ　ＡＧＵＳＴＩＮ
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２３１号
千葉市花見川区天戸町1464番地３　八千代台ハイツ602号
債務者　大村由美子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４０７号
兵庫県姫路市飾磨区三宅１丁目189番地901
債務者　藤井　俊也
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５２３号
兵庫県加古川市野口町坂井53番地ロイヤルハイツⅠ―102号
債務者　小川　将志
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１０８号
福岡県田川市大字夏吉3638番地　田川新生病院内、住民票上の住所福岡県田川郡福智町上野3712番地
債務者　小松　高廣
1　決定年月日時　平成24年11月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第３３４号
長崎県長崎市住吉町12番７号　近松アパート２階（手前）、旧住所長崎県長崎市大橋町８番30号　グラスアーンジェリーク501号
債務者　吉谷美代子
1　決定年月日時　平成24年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３４４号
長崎県長崎市小浦町453番地小浦アパートＣ棟904
債務者　一ノ瀬圭子
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７５９号
仙台市泉区山の寺２丁目21番12号　グリーンヒルズイズミ102
債務者　古川　寿郎
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７９５号
仙台市宮城野区宮城野１丁目12番26号
債務者　岩井　幸子（旧姓浅井）
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８０７号
仙台市太白区あすと長町３丁目１番１号　仮設住宅30号棟５
債務者　石垣　大輔
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２７０号
秋田市御所野元町３丁目８番８号
債務者　佐藤　　央
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２７号
福島市新町２番７号
債務者　太田久美子
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
福島地方裁判所